



2026年5月8日

各 位

会社名 ニ ッ タ 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 北 村 精 一  
(コード番号 5186 東証プライム)  
問合せ先 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員  
コーポレートセンター長 懸上 耕一  
(電話番号 06-6563-1211)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催予定の第97期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案株主

株主名：ダルトン・キズナ（マスター）ファンド・エルピー

#### 2. 本株主提案の内容

##### （1）議題

- ① 取締役1名選任の件
- ② 剰余金の処分の件
- ③ 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- ④ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
- ⑤ 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

##### （2）議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

#### 3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議題① 取締役1名選任の件

##### （1）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

## (2) 反対の理由

当社は、取締役候補者の選定にあたり、指名・報酬委員会を中心に、候補者の経歴や知見に加え、独立性や当社の中長期的な経営課題との適合性等を総合的に勘案し、客観性及び透明性を確保できるよう検討を行っております。

当社といたしましては、社外取締役がその役割を実効的に果たすためには、経営陣及び主要株主からの独立性が極めて重要であると考えており、社外取締役候補者の選定にあたっては、かかる要素を重視しております。本株主提案の候補者である山田 敏人氏は、提案株主のグループ企業に属する人物であり、社外取締役に求められる独立性の観点から、当社取締役会としては慎重な検討を要すると思えます。特に、社外取締役が特定の株主の意向や利益を代表する立場にあると受け取られるおそれが生じることは、取締役会の監督機能及び意思決定に対する信頼性の観点から望ましいものではないと思えます。

また、当社の今後の経営戦略の遂行や中長期的な経営課題への対応を踏まえた場合、現時点においては、当社取締役会が提案する取締役構成が、当社の持続的な成長及び企業価値・株主価値の中長期的な向上に資するものと判断します。

なお、当社は、提案株主を含む株主の皆様との建設的な対話の重要性を十分に認識しており、企業価値の向上やコーポレート・ガバナンスのさらなる改善に関するご意見やご提案そのものを否定するものではありません。一方で、取締役候補者の選定は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に対する責任を負う取締役会が、すべての株主に共通する利益の観点から、最終的に判断すべき事項であると考えています。

以上の理由により、本株主提案に反対いたします。

## 議題② 剰余金の処分の件

### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

### (2) 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。また、2023年11月2日に、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みの一環として、株主の皆様に対する利益還元強化の姿勢をより明確に示すため、株主還元方針を変更し、これを開示しております。

2024年3月期から中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2終了までの期間（2024年3月期～2028年3月期）においては、上記の基本方針を維持しつつ、連結配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（期間中毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施することとしております。

この株主還元方針に基づき、配当については、1株あたり普通配当135円と創業140周年の記念配当5円を合わせ140円であった2025年3月期に対し、2026年3月期は普通配当で25円増配の160円とさせていただく予定です。これにより連結配当性向は32.6%、DOEは2.8%となり、安定的かつ着実な増配を継続しております。

一方で、本株主提案は、1株当たり当期純利益の100%の配当、すなわち、配当性向100%を提案するもので、このような短期的な視点での配当の増額は、短期的な株主利益には寄与するものの、当社の中長期的な企業価値向上を妨げるおそれがあり、中長期的な株主価値の最大化にはつながらないと考えております。

当社取締役会は、中長期的な視点での株主価値の最大化を重視しており、その実現に向けては、今後の事業展開や成長を支えるための資金を安定的に確保していくことが重要であると考えております。また、昨今の中東地域における地政学的緊張の高まりに代表されるように、国際情勢、資源・エネルギー価格、為替動向等を含む外部環境には本質的な不確実性が存在しており、こうした環境変化にも左右されにくい財務の耐性や対応余力を確保しておくことが、中長期的な経営の安定性を確保するうえで重要であると認識しております。

こうした観点から、配当性向100%を前提とする配当増額は、一時的に株主利益に資する側面があるものの、中長期的な株主利益を損なうリスクを伴い、今後の成長投資や事業戦略の実行に支障をきたす可能性があります。そのため、健全な財務基盤を維持しながら、安定的かつ着実な増配を目指す現行の配当政策を維持することが重要と判断しております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

### 議題③ 社外取締役の構成に関する定款変更の件

#### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

#### (2) 反対の理由

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置しております。本委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成されています。取締役候補者については、本委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において選定しており、本定時株主総会に上程しております取締役候補者についてもこのプロセスを踏んで選定しております。

当社では、取締役会全体として求められるスキル、知識、経験を十分に備え、かつ多様性を確保したメンバー構成となるように、取締役会の構成員が備えるべきスキルを特定し、その認定基準を設定しています。また、本委員会では、コーポレートガバナンス・コード並びにサクセッションプラン及びスキル認定基準を踏まえて、当社業務に精通した社内人材と専門性の高いスキル・経験を保有する社外人材とをバランスよく取締役候補者として選定し、取締役会に対して助言・提言をしております。

また、2025年6月の当社株主総会では、各取締役の選任議案につきまして、90%以上の高い賛成率でご承認を頂いており、当社の取締役会の構成は多くの株主の皆様からご支持を頂いているものと認識しております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役の人数は、昨年度より社内取締役を1名減員して合計7名とし、そのうち3名を独立社外取締役としています。これは「独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上」とするプライム市場上場会社に求められるコーポレー

トガバナンス・コード上の要件を満たしております。

また、独立社外取締役候補者3名の属性は、企業経営者、弁護士、公認会計士と高度な専門性と様々な経験を有し、コーポレート・ガバナンスにも知見の深い人材で構成しており、うち1名は女性です。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社グループ理念と中長期経営計画「SHIFT2030」の達成に向けた経営の執行及び監督のために最適な構成であること、また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制となっていることを確認及び判断しており、当社はこのことが、株主の皆様利益に繋がるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

議題④ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

(2) 反対の理由

本株主提案は、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取組みに関して、定款に条項を新設することを求めるものです。しかしながら、わが国の会社法において定款は、法人の目的や組織、活動等に関する根本規則を定めるものです。一方で、資本コストや株価を意識した経営の実現のためには市場環境や事業戦略の変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが不可欠ですので、会社の根本規則である定款に本株主提案の条項を定めることは適切ではないと考えます。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、その対応について2023年11月2日に公表するとともに、中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2を策定し、2025年4月1日にこれを公表しております。また、今後もその進捗について開示してまいります。

東京証券取引所の要請では、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされていますので、当社はその改善に向けて、取組方針として、①成長戦略 ②資本効率の改善 ③株主還元の強化を掲げています。

とりわけ、資本効率の改善に向けて、事業・製品ポートフォリオの最適化による資源再配分、事業ROICの改善及び政策保有株式の縮減等の取組みを進めていくこととしております。

当社は、この中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2に掲げた成長戦略の着実な実行と、資本効率及び株主還元を重視した経営を進めることで、企業価値の最大化を図ってまいります。

加えて、当社の利益構造として、持分法投資利益の影響が大きいことは、株主・投資家の皆様にとって重要な視点であることを認識しており、持分法適用会社の資本収益性を表示するとともにその成長支援を進めていくことを掲げております。

このように、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関して具体的かつ積極的に取り組んでおります。また、当社の取組みについて株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様にご理解頂けるように適時適切な情報開示に努めてまいります。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

#### 議題⑤ 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

##### (1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。**

##### (2) 反対の理由

当社は、株主の皆様が議決権行使を行うにあたり、有価証券報告書を含む重要な情報を十分な時間をもって検討できる環境を整備すべきであるとの問題意識について、その重要性を認識しております。

このような認識のもと、有価証券報告書の提出時期を株主総会開催日より前倒しするための体制整備及び実務改善に取り組んでおり、開示の早期化を通じて株主の皆様の判断に資する情報提供の充実を図っております。

また、株主の皆様が議決権行使を行うにあたり必要となる経営成績、財政状態、事業の状況その他の重要な情報については、決算短信や決算説明資料に加え、計算書類、事業報告及び株主総会参考書類を通じて、速やかに提供されています。これらの開示書類は、株主の皆様が株主総会において議案について判断を行うための情報として一定の役割を果たすものであり、当社としても、その内容の充実及び分かりやすい情報提供に引き続き取り組んでまいります。

確かに、本提案のとおり議決権基準日を5月中旬に変更し、それに応じて株主総会開催日を後ろ倒しした場合、有価証券報告書の提出から株主総会までの期間は確保しやすくなると思われまます。しかしながら、当社といたしましては、株主の皆様が議決権行使を行ううえで必要となる情報については、決算短信や決算補足資料等を通じて適時適切に開示しており、現時点では、議決権基準日及び株主総会開催日を見直す合理的な必要性は高くないものと判断しております。

一方、決算基準日を配当基準日かつ議決権基準日として用いることは、株主の皆様の重要な権利である配当受領権と議決権を一体的に確定させる運用として、多くの上場会社で一般的に採用されている考え方であり、わが国においては広く認知された運営であると考えております。仮に、議決権基準日を配当基準日と異なる日に変更した場合には、一般株主の皆様にとって理解しづらいうえに、上場会社の実務的な負荷を増加させ、結果として運営コストの上昇や混乱を招く懸念があります。こうした市場慣行との関係も踏まえると、個社単位で議決権基準日及び株主総会開催日を変更することについては、株主・投資家の皆様の理解や実務への影響を含め、慎重な検討を要するものと考えられます。

なお、現在有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備については、政府において様々な検討がなされているものと認識しております。当社といたしましては、こうした環境整備等が十分に進むまでは、情報開示の早期化及び質の向上という課題については、開示実

務の改善や体制強化といった、より柔軟で実効性の高い手段によって取り組むことが適切であると考えております。

以上の理由から、当社は、本提案による定款変更は現時点において必要性及び合理性を欠くものと判断し、本議案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 取締役1名選任の件
- 2 剰余金の処分の件
- 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 4 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
- 5 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 取締役1名選任の件

#### (1) 議案の要領

以下の1名を取締役として選任する。

1. 山田敏人

#### (2) 提案の理由

当社のPBRは2019年以降、5年以上にわたり1倍割れが継続し、直近でも0.7倍台と1倍を大きく下回っており、株価は清算価値を下回る水準が続いています。東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請もあり、上場会社ではPBR1倍割れの企業の比率は当時6割近くから約3割まで低下しましたが、当社のPBRは1倍割れの解消に至っていません。なお、PBR1倍割れの解消は上場会社として最低限満たすべき水準にすぎず、当社の事業価値に加え、持分法適用会社の価値を踏まえれば、本源的価値はそれを大きく上回る水準にあると考えます。さらに、当社は多額の純財務資産が滞留し、ROE低迷の要因となっているにもかかわらず、資本効率向上に向けた具体的な施策は依然として不十分です。

こうした状況を踏まえると、当社の企業価値が適切に評価される経営を実現し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主目線や資本市場の視点を取締役に導入することが必要です。現在の取締役会には、資本市場や実務経験を有する人材は十分に確認できず、資本効率や経営戦略オプションを株主視点で検証する取締役会機能が十分に発揮されておられません。

この観点から、弊社が提案する社外取締役候補者は、公認会計士及び税理士として会計・財務の知識を有しているだけでなく、14年にわたる資本市場の実務経験を有し、資本市場の視点を取締役に導入することが期待されます。また、当社が直面する過剰な純財務資産及び資本効率に改善余地がある状況に対し、資本配分の最適化に関する実務的な知見を有しています。

また、取締役会は株主から経営を委任された機関であり、少数株主を含む全株主の利益を代表することが本来の役割です。本提案は、弊社株主グループから社外取締役を選任するものですが、欧米においては、この委任関係を前提として、株主が取締役候補を提案し取締役会に参画することは広く受け入れられており、企業価値向上に向けたエンゲージメントの一環として一般的に行われている

ます。

よって、本提案は、株主として責任に基づき、資本効率を改善し、中長期的な企業価値の向上を図るものであり、株主共通の利益に資するものと考えます。

### (3) 候補者の氏名、略歴等

1. 山田 敏人（やまだ としひと）1983年9月10日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2005年	新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）、入社
2010年	ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社、入社
2012年	ダルトン・アドバイザー株式会社、入社
2016年	山田敏人公認会計士・税理士事務所 所長（現任）
2018年	株式会社ゼイシル 代表取締役社長（現任）
2026年	ダルトン・アドバイザー株式会社 シニア・ヴァイス・プレジデント（現任）
	<重要な兼職の状況> ダルトン・アドバイザー株式会社 シニア・ヴァイス・プレジデント
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

(注)

(1) 山田敏人氏は、社外取締役候補です。

(2) 山田敏人氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

## 2 剰余金の処分の件

### (1) 議案の要領

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり342円から当社提案配当金額を控除した金額を当社提案配当金額に加えて配当する。

当社提案配当金額とは、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に関する議案に基づく普通株式1株当たり配当金額のこととする。また、第97期1株当たり当

期純利益金額に100%を乗じた金額について小数点以下を切り捨てた金額（以下、「実績EPSの100%相当額」）から、当社中間配当金72円を控除した金額が342円と異なる場合には、冒頭の414円を実績EPSの100%相当額から中間配当金72円を控除した金額に読み替えることとする。配当総額は、上記普通株式1株当たりの配当金額に2026年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額とする。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の開催日の翌営業日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社側の剰余金の処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

(2) 提案の理由

剰余金の処分の件の議案における普通株式1株当たり342円の提案は、年間配当金を1株当たり当期純利益の100%、つまり配当性向100%とすることを求めるものです。

当社のPBRは0.7倍台と1倍を大きく下回っており、株価は清算価値を下回る水準で評価されています。このような株価評価を放置することは、株主にとって看過できません。

当社は2025年12月末時点で現金及び預金301億円、有価証券及び投資有価証券338億円（持分法適用会社への投資額約424億円を除く）を保有しており、当社は無借金経営であることから、合計約640億円の純財務資産を有しております。これは2026年3月末時点の時価総額の約50%に相当し、時価総額の半分が現金資産等で説明できる極めて不効率なバランスシートとなっています。必要資金を超える現金資産の積み上げは資本効率の低下及び企業価値の毀損につながります。

また、昨今のコーポレートガバナンス・コード改定の議論において、現預金を有効活用できているかについて不断の検証を行うべきとされており、このような多額の現金資産を保有し続けている現状は、資本規律の観点から看過できない経営課題です。当社の配当方針は連結配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（期間中毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施する方針を掲げていますが、この方針では当社の自己資本が継続的に積み上がり、結果として現金資産の蓄積を招き、資本効率の低下につながります。

一方で、当社の財務状況及び今後の営業キャッシュ・フローを踏まえれば、配当性向100%を採用しこれを継続したとしても、成長投資及び戦略投資との両立は十分に可能です。また、当社の競合他社においても、配当性向100%を採用し一定期間継続した企業も存在しており、十分な財務基盤を有する企業にとっては、当該方針は現実的かつ合理的な資本政策の一つです。本提案は短期的な株価対策ではなく、ROE向上を通じた資本効率の改善を実現し、中長期的な株主価値の最大化に資するものです。

以上より、株価を意識した経営を実現し、その結果として最低限満たすべき水準であるPBR1倍割れの状況の改善を図るとともに、過大な現金資産を適正水準まで低減し資本効率の向上を図るため、当期純利益の全額を株主に還元する方針を採用すべきと考えます。

### 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

#### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（員数） 第 18 条 当社の取締役は、9 名以内とする。	（員数） 第 18 条 当社の取締役は、9 名以内とする。
<u>2</u> （新設）	<u>2</u> 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、 <u>会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

#### (2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様な取締役会とは、スキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど多様な観点から経営判断を行うことができる体制を意味し、独立性のある取締役会とは、経営陣から独立した社外取締役が少なくとも過半数を占める体制を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」としています。また、同原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を求めています。

当社は、取締役7名のうち社外取締役は3名にとどまっており、形式的には要件を充足しているものの、取締役会の独立性及び監督機能の実効性の観点からはなお改善の余地があります。取締役会において社外取締役を過半数とすることにより、経営陣から独立した視点に基づく議論が促進され、資本効率の向上や株主還元の強化を含む、株主価値を意識した経営の実現に資するガバナンス体制の構築が可能になると考えます。

また、社外取締役については人数のみならず資質も重要であり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材の登用が必要です。しかしながら、現状の取締役会にお

いては、資本市場の視点が十分に反映されているとは言い難く、この点は不十分であると考えます。この点、アナリストとして高い経験とスキルを有する人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを有する人材」の登用は、外部投資家・株主の視点を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という共通の目標を有する存在であるにもかかわらず、日本においては両者が対立的に捉えられることも少なくありません。

このような中、上述の経験・スキルを持つ人材が取締役会の議論及び意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを実現し、取締役会と株式市場の関係を本来あるべき建設的なものへ高めることに寄与するものと考えます。

しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスにおけるファイナンス領域を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは十分とはいええず、エクイティ市場の専門性を有する人材の参画にこそ意義があると考えます。

#### 4 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

##### (1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（新設）	<p><u>第 7 章 開示</u></p> <p><u>（資本コストや株価を意識した経営に関する開示）</u></p> <p><u>第 43 条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が 2024 年 2 月 1 日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下、ポイントと事例）に基づく、</u></p> <p><u>取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイト</u><u>に開示する。</u></p>

## (2) 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（以下「東証要請」）の趣旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず実効性の高いものとなるために、2024年2月1日に東京証券取引所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下「ポイントと事例」）に基づき、取組みを継続的に検証することが有効であると考えます。

当社は、東証要請に基づく開示状況は開示済となっており、事業ROICの定量目標や資本コスト7%を意識した投資判断など資本効率改善の取組みを開示してきました。しかし、当社のPBRは0.7倍台と1倍を大きく下回って推移しており、開示の進展後も1倍割れの状況が継続しています。東証要請においては、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされており、現状の対応は十分とは言えず、当社はさらなる取組みと実践が求められます。

また、当社は営業利益に加え、持分法適用会社から得られる持分法投資利益が利益の重要な柱となっており、投資家は持分法適用会社を含んで当社を評価しています。しかしながら、当社の定量目標には全社的な資本効率を示すROEの開示がなく、投資者の視点を踏まえた開示としては十分とは言えません。加えて、持分法適用会社についても、持分法投資利益の推移の開示にとどまり、各社の業績や資本収益性の開示がされていません。こうした投資判断に必要となる情報開示の不足は、経営の透明性に懸念を生じさせ、投資家の不安要素となり株主資本コストの上昇要因となり得るものであり、ポイントと事例における「資本コストを低減させる意識を持つ」との観点からも不十分です。さらに、当社はキャッシュ・アロケーションに関する項目は示しているものの、株主還元、成長投資資金、運転資金の具体的な金額規模の開示がなく、ポイントと事例で求められている「バランスシートが効率的な状況になっているかの点検」に関する開示も十分ではありません。当社がこれらの具体的な内容を開示することによって、東証要請の趣旨である中長期的な目線を持つ株主・投資者の期待に応えることが可能になると考えます。

## 5 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の定款第11条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 <u>2 (新設)</u>	(定時株主総会の基準日) 第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月15日</u> とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

## (2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

以上